

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>行政棟2階、3階吹き抜け回りについて、視覚障がい者団体の視察時に、防火シャッター用袖壁や柱などに衝突する危険性が指摘されたため、危険を警告する視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。</p> <p>当該箇所はセキュリティ外であり、県民が自由に出入りし、衝突する危険がある。</p> <p>また、銀行、郵便局等の利便施設に面した部分であり、通行止め等の措置が取れないことから、速やかに契約し工事を行う必要がある。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>「大日本土木株式会社」は、今般完成した「岐阜県庁舎行政棟建築工事」の施工者である「前田・大日本・TSUTAYA・岐建特定建設工事共同企業体(以下「JV」という)」の構成員である。</p> <p>「大日本土木株式会社」はJVの構成員として、対象建築物の視覚障がい者誘導ブロック等設置工事の中心的役割を担い、建物内の視覚障がい者の誘導及び今回の施工部分を最もよく把握する者であり、本契約の目的を達することができるのは、この者しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。